ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十八年国土交通省告示第百七十一号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市須磨区明神町四丁目
二五番一　一号から三号まで

○国土交通省告示第千二百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

延沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和五十五年建設省告示第三百三十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県秦野市落合
字奥延沢　一六〇番三　一号から三号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線（標柱十二号と十三については、昭和五十五年建設省告示第三百三十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十六号を昭和五十五年建設省告示第三百三十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県秦野市落合
字奥延沢　一三九番地先畦畔　一号から三号まで

一五〇番　四号及び五号
一五四番　六号から八号まで
一五五番一　九号から十二号まで
一五二番　十三号
一四九番　十四号
一四七番　十五号及び十六号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線（標柱十号と十一については、昭和五十五年建設省告示第三百三十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十四号を昭和五十五年建設省告示第三百三十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県秦野市落合
字奥延沢　一二三番二　一号及び二号
一二四番一　三号及び四号
一二五番二　五号
一二六番一　六号
一二六番一地先畦畔　七号
一三九番地先畦畔　八号から十号まで
一二七番三　十一号から十三号まで
一二三番四　十四号

二　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

宮沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県小田原市入生田
字笹尾　四九〇番八　一号及び二号
四九〇番一　三号
字五千本　四八九番一　四号
四八八番四　五号から七号まで
四八八番一　八号

三　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

山岸沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県小田原市上曽我
字山王山　一二五九番　一号
一二六三番　二号
一二六八番　三号
一三五一番　四号
一三四九番　五号
一三五四番一　六号及び七号
字山王山　一二四八番二　八号
一二四四番一　九号
一二二九番　十号
一二三九番　十一号

神奈川県小田原市曽我岸
字山岸　三四三番二　十二号

四　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

太刀洗川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県秦野市落合
字奥延沢　一二三番二　一号及び二号
一二四番一　三号及び四号
一二五番二　五号
一二六番一　六号
一二六番一地先畦畔　七号
一三九番地先畦畔　八号から十号まで
一二七番三　十一号から十三号まで
一二三番四　十四号

二　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

宮沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県小田原市入生田
字笹尾　四九〇番八　一号及び二号
四九〇番一　三号
字五千本　四八九番一　四号
四八八番四　五号から七号まで
四八八番一　八号

三　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

山岸沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県小田原市上曽我
字山王山　一二五九番　一号
一二六三番　二号
一二六八番　三号
一三五一番　四号
一三四九番　五号
一三五四番一　六号及び七号
字山王山　一二四八番二　八号
一二四四番一　九号
一二二九番　十号
一二三九番　十一号

神奈川県小田原市曽我岸
字山岸　三四三番二　十二号

四　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

太刀洗川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県南足柄上市塚原
字梅ノ木　五一一五番　一号から十三号まで
字大杉平　五一三六番一　十四号から二十五号まで

五　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

真名倉沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成二十四年国土交通省告示第千八十八号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県愛甲郡愛川町半原
字日々良野　六二一二番六　一号
六二一二番一　二号
六二一〇番一　三号から七号まで
六一四七番イ　八号

神奈川県相模原市緑区長竹
字丸山　三五一一番一　九号から十五号まで及び十七号
三五一一番二　十六号
三五一二番　十八号及び十九号

○国土交通省告示第千二百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前之庄南谷Ⅰ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県姫路市夢前町杉之内
字荒神山　一九二番一七　一号、五号から九号まで及び十三号から二十九号まで
一九二番一五　二号から四号まで
一九二番一八　十号から十二号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県佐用郡佐用町家内
字塩之谷　二五番　一号
一六番四　二号
三四七番三二　三号及び四号
三四七番三〇　五号
三四七番二四　六号
三四七番二三　七号から九号まで
三四七番二〇　十号及び十一号
三四七番一〇　十二号から十五号まで
三四七番九　十六号から十九号まで
三四七番八　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
茅ヶ崎市赤松町三五五四番七から同市本宿町三二〇九番一まで	前	一四・八メートル六〇・五キロメートル
	後	一四・八メートル七〇・二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所